

産業建設常任委員会記録

令和7年 第5回定例会	
1 日 時	令和7年12月18日(木) 午前10時00分 開会 午前11時01分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	横 尾 武 男 委員長 橋 本 勝 浩 副委員長 舩 生 雅 秀 委員 梶 原 隆 委員 鈴 木 毅 委員 舘 野 裕 昭 委員 増 渕 靖 弘 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	谷 中 恵 子 議長 大 貫 桂 一 副議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	小太刀 事務局長 今泉 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

産業建設常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1 名
経済部	経済部長	竹澤 英明	7 名
	産業振興課長	小泉 宏	
	産業誘致推進室長	宇賀神敏貴	
	観光交流課長	大貫 照実	
	農政課長	東城 朋子	
	林政課長	橋本 浩一	
	産業振興課長補佐兼産業振興係長	福田 昌子	
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1 名
環境部	環境部長	大場 隆光	4 名
	環境課長	大出 薫	
	資源循環課長	渡邊 教生	
	環境政策係長	星野 拓朗	
都市建設部	都市建設部長	柏崎英一郎	7 名
	建築担当参事兼建築指導課長事務取扱	塙 純人	
	都市計画課長	山田 治夫	
	整備課長	小林 寿伸	
	維持課長	鈴木 久夫	
	建築課長	湯澤 一公	
	都市計画課長補佐兼都市計画係長	井戸圭一郎	
上下水道部	上下水道部長	北島 礼弘	6 名
	企業経営課長	峯田 清美	
	水道課長	関口 正視	
	下水道課長	上田 悦久	
	下水道事務所長	高久 治勇	
	水道経営係長	平野 剛也	
合 計			26 名

産業建設常任委員会 審査事項

- 1 議案第 8 1 号 指定管理者の指定について
- 2 議案第 8 2 号 市道路線の認定について
- 3 議案第 8 3 号 市道路線の廃止について
- 4 議案第 8 4 号 市道路線の変更について
- 5 議案第 9 0 号 鹿沼市森づくり条例の制定について
- 6 陳情第 7 号 山林整備・保全の推進を求める陳情

令和7年第5回定例会 産業建設常任委員会概要

○横尾委員長 皆さん、おはようございます。

開会前に申し上げます。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお願いいたします。

また、再質問に対しての答弁については、委員長から指名は行いませんので、担当課長は挙手の上、説明を求めたいと思います。

なお、委員会の様子を記事に記載する関係で、事務局員が写真撮影を行いますので、ご了承ください。

今回の会議は全員出席と認めます。

それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今回会議におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案5件、陳情1件であります。

それでは早速審議を行います。

委員長、副委員長の挨拶は。

（「委員長、挨拶、入っています」と言う者あり）

（「はじめての挨拶」と言う者あり）

（「入っています」と言う者あり）

（「挨拶」と言う者あり）

（「改選後はじめてなので」と言う者あり）

（「2ページ、2ページです」と言う者あり）

○横尾委員長 はい、失礼しました。

今回委員長、初めての会議でございますので、委員長から一言ご挨拶を申し上げます。

今回から、常任委員会は2年ということで、ちょっと長丁場になるかと思えます。

なかなか、不慣れと言っては失礼ですがけれども、うまくいかない、そんな状況もあるかと思えますけれども、皆様のご協力を得まして、無事、この委員会が進められますことをお願いを申し上げまして、就任の挨拶といたします。

よろしくお願いします。（拍手）

○橋本副委員長 改めまして、こんにちは。

副委員長を拝命させていただいております橋本勝浩です。

横尾委員長を補佐させていただきながら、スムーズの委員会の進行に努めさせていただきたいと思えます。

どうぞ2年間、よろしくお願いいたします。（拍手）

○横尾委員長 それでは、早速審査に入ります。

はじめに、陳情第7号 山林整備・保全の推進を求める陳情につきまして、陳情の趣

旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、陳情第7号から審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

それでは陳情第7号 山林整備・保全の推進を求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人である、板荷8区自治会長、XXXXXXXXXX様においでをいただいておりますので、陳情人の入室をいただきます。

よろしくお願いします。

(陳情人 入室)

○横尾委員長 はい、本日は、お疲れさまでございます。

早速ですが、陳情第7号 山林整備・保全の推進を求める陳情について、5分程度でお願いができればと思いますので、説明をお願いいたします。

では、XXXXXXXXXX様、よろしくお願いします。

○陳情人 お世話になります。

私ですね、板荷8区自治会のXXXXXXXXXXと申します。

日頃ですね、当地区に対しまして、格別のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、このたびは、このような機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

近年ですね、全国的に線状降水帯やゲリラ豪雨等による大雨災害が頻発しております。

鹿沼市におきましても、大雨による河川の増水、土砂災害、道路冠水等の被害が懸念され、地域住民は強い不安を抱えております。

特に私たちが暮らす板荷地域は、周辺に山林が多く、倒木や土砂崩れ、山からの大量の出水による被害の危険性が高まっており、市民の生命・財産を守る観点からも、山林の適正な整備・保全は急務であると考えております。

近年では、昨年8月の集中豪雨においては、鹿沼市引田地内の岩花地区において、土石流が発生し、流木や巨石などが人家に流れ込む被害が発生しました。

当地区においても、山林からの水があふれ出し、道路が川と化し、山からの土砂、宅地等の大量の土砂を含んだ水が流れ込む被害が懸念されました。

また、平成27年11月の豪雨におきましても、山林から出た雨水によりまして床下浸水に至った経緯がございます。

以上なことをかんがみまして、当地区の山林整備・保全を推進していただくよう自治会住民の同意をもって強く要望したいと思います。

以上でございます。

審議のほう、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○横尾委員長 はい、ありがとうございました。

陳情人の説明が終わりました。

陳情人に対して、確認したいことがありましたら、発言を求めます。

はい。

○船生委員 皆様、おはようございます。

船生でございます。

今陳情人の[]さんは、私の地元の板荷自治会 8 区の自治会長でございます。

私も 2 年前の、昨年の災害時、やはり今、陳情された箇所の視察に行きました。

やはり自分の携帯にも写真が撮ってありますが、ひどい状況でございました。

山からの土砂が流れ、道路に土砂があふれ、水があふれ、そして、その近隣の田畑にも、田んぼはありませんが、畑にも、砂利が随分入りまして、地元の人たちが大変困窮しているという様子も私は伺っております、見てもおります。

そういったことから、私、相談も受けましたが、いろんな形で、陳情という形になられまして、それで、では、私はそれを後押しするという立場でございまして、何とか皆さんも。

（「質問ではないのだね。

ではないならそれはそれと」と言う者あり）

○船生委員 質問ですね、はい。

質問なのですけれども。

（「いや、質問ではなければ、ないでいいよ」と言う者あり）

○船生委員 はい、質問は特にありません。

では、これだけで、こういう、ということで、はい。

すみません。

本当、私はお願いをしたい立場にあるので、お願いいたします。

はい、失礼しました。

○横尾委員長 はい、次、求めます。

はい、増渕委員。

○増渕委員 はい、増渕です。

おはようございます。

陳情人にお伺いいたします。

災害のことは、もう本当にわかって、ご苦労なさっているのですけれども、具体的にどういうところをどういうふうにと言われないと、この現状と今の状況の説明だけだと、「こういうことで大変だ」というだけなので、この委員会では、では、どういうふうにしていきたいかというのが陳情の趣旨だと思うのですね。

そこのところをきちんとお答えというか、もっと具体的に聞かればいいのかと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○横尾委員長 はい、では、[]さん。

○陳情人 はい、ありがとうございます。

昨年を例に挙げますとですね、山からの水が流れ出してしましまして、道路が本当に川、川となっていました。

それで、それに対してどうしたいかといいますと、例えば、水路を設けたり、山の関係を整備したりしていただきたいということでございます。

○横尾委員長 はい、増渚委員。

○増渚委員 それはよくわかるのですが、具体的にここを、だから、沢を広げるとか、ここにこういうふうにすれば、この土砂が流れないようにするとかということが、具体的に、みんな、どこでもお困りだと思うのですが、こうやって、せっかくこうやって来ていただいて陳情まで上げていただいたということは、それをどういうふうなところで、これから、こちらに執行部の方もいらっしゃるので、そこにも聞かなくてはならないので、そのところが具体的にもうちょっとこう、こう、こういうふうにしてというのがあれば聞きやすいのですが、今のちょっと概念的な、被害状況の報告みたいになってしまうので、そのところをちょっと詳しくお願いできればと思います。

○陳情人 もちろん、私ども板荷8区だけではないと思います。

そんな中で、今回の状況を見ますと、例えば、道路に水が流れのような、その側面に水路を設けたりしていただければいいのかなと、素人的には思っております。

○増渚委員 はい、わかりました。

では、具体的なこと、ちょっと執行部に聞くので、ありがとうございます。

はい、 様。

○横尾委員長 はい、ありがとうございました。

ほかに確認したい人は。

はい、船生さん、梶原委員。

○梶原委員 はい、梶原です。

お願いします。

これ雨水が、山林に降ってきた雨水が流れてくるところでは、この山林、山のその持ち主というのが、個人なのか、その公営で市なのかというのは把握されているものなのでしょうか。

○陳情人 現時点では、把握はしておりません。

○横尾委員長 よろしいですか。

梶原委員。

○梶原委員 はい、通常だとその土地に降ってきた水というのは、その土地に染み込ませるのが基本だと思うのですよね。

それで、それがあふれ出てきたものに関しては、その、その持ち主が管理者になるわけですから、その管理者が何とかすべきというところだと思うのですが、ちょ

っとそこでは、そこが個人なのか、市なのかというのは、では、こちらとしても調査と
いうか、把握する必要があって、その上で、では、どういうふうに対策を練っていくの
かというのは考えなくてはいけないのだということだと思います。

その辺がちょっとわかりました。

はい。

○横尾委員長 はい、ほかに確認される方はございませんか。

はい、館野委員。

○館野委員 はい、館野と申します。

よろしくお願いします。

今回の陳情に当たって、板荷8区自治会の長としての陳情だと思うのですが、
板荷地区全体でのこの協議会、協議会長いらっしゃると思うのですが、そちらの
お話というか、どういう形でのこの陳情に至ったのかというのが、その8区だけのこ
の陳情なのか。

もしくは、その全地区、板荷地区の協議会としての陳情なのかというのが、ちょっと
こちらには載っていなかったのです。

○陳情人 そうですね、はい。

今回は。

○横尾委員長 答弁を求めます。

○陳情人 はい、よろしいですか。

すみません。

今回は協議会を通さずに、私ども板荷8区単独での陳情になります。

昨年、昨年ですね、このような状況で、何とかしたいなという思いが私のほうにあり
まして、10月の8区の会議におきまして、皆さんの同意をもらいまして、このような形
に至ったわけでございます。

○館野委員 では、もう1件、すみません。

○横尾委員長 はい。

○館野委員 では、8区ということは、その板荷全体の協議会のほうにはこのお話はいつ
ていないという。

○陳情人 あ、してはないです。

○館野委員 してないですね。

8区だけのお話ですね。

○陳情人 そうです、はい。

○館野委員 わかりました。

以上です。

○陳情人 はい、ありがとうございます。

○横尾委員長 ほかにございませんか。

はい、鈴木委員。

○鈴木委員 はい、ちょっと質問します。

これ見ると、平成 27 年というふうになっているのですけれども、平成 27 年と平成、確か 30 年というのは、日本全体で豪雨災害があった年だと思うのですね。

それで、こういった現場というのは、多分板荷だけではなくて、多分そこら辺にいっぱいあったと思うのですよ。

それで、執行部の立場ではないのですが、やっぱりこういった状況だと、あちらこちら、こういう現場が増えてしまうと、その行政的にはすぐさま対応できない。

そうすると優先順位というのが出てしまうのですね。

そうすると、緊急性とか、そういったものが必要になってしまうと思うのですけれども、ちなみにここは、その大体どのぐらい台数が通るとか、人が通るとか、スクールゾーンになっているとか、そういう道路なのですかね。

これ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○陳情人 はい、ありがとうございます。

まず最初のほうは、民家が 3 軒ぐらいの道路でして、現状はそれぐらいしか通りません。

それで、2 枚目のほうの旧公民館というところは、常時 10 台ぐらいかなとは思っております。

○鈴木委員 1 日を通して。

○陳情人 そうですね、はい。

○鈴木委員 そうですか。

○陳情人 現状はそうでございます、はい。

もちろん、私どもの地域だけではないのは重々わかっております。

○鈴木委員 はい、わかりました。

○陳情人 はい、ありがとうございます。

○横尾委員長 ほかにございませんか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

お疲れさまでございました。

○陳情人 ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

(陳情人 退席)

○横尾委員長 はい、それでは、陳情第 7 号について、執行部に確認をしたい件はございますか。

委員の意見を求めます。

○増渕委員 はい。

○横尾委員長 いや、執行部に。

○増渕委員 執行部にね。

委員長。

○横尾委員長 はい、増渕委員。

○増渕委員 ということは、先ほど鈴木委員も言っていましたけれども、たくさん事例があると思うのですね。

ということは、やはり優先順位を決めてやらなくてはならないし、これを陳情で上げても、まだ板荷地区全体のことでの、中の同意の中で、優先順位で板荷地区でこうだというのはあるのですけれども、これはどういう方法で決めている。

こういう災害があったときにどういうふうな形が一番優先順位というか、やはり災害の大きさとか、いろいろな加味する問題があって、湯水のように税金を使うわけにいかないし、それだけの人手やあれもないと思うときの決め方というのだけ教えていただければと思います。

誰か答えられる人がいたらお願いします。

○横尾委員長 答弁を求めます。

鈴木維持課長。

○鈴木維持課長 維持課長の鈴木です。

よろしくお願いします。

増渕委員の質問にお答えします。

まず順番的には、その地域、その道路が、どのような公共性が高いものがあるか。

例えば、公民館があって、近くに避難所があるとか、そういうものから順に決めるべきだとは考えます。

以上で説明を終わります。

○増渕委員 わかりました。

○横尾委員長 増渕委員。

○増渕委員 はい、大体わかりましたので、はい。

○横尾委員長 ほかにございますか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 すみません、梶原です。

今回の陳情の案件で、この雨水対策として、一般的に、ではどういう対応が考えられるのかというのをちょっと参考にお聞きしたいです。

○横尾委員長 答弁を求めます。

はい、どうぞ。

○鈴木維持課長 維持課長の鈴木です。

よろしくお願いします。

まずは現場を確認して、今の状況がどのようなことになっているか、それをまず把握することが大事だと思っています。

以上で説明を終わります。

(「雨水だっていろいろな意味あるから、わからない」と言う者あり)

○横尾委員長 ほかにございますか。

(「山だからなのか」と言う者あり)

(「根本的にあれしないと直らない。

あっただけきれいにした」と言う者あり)

○横尾委員長 委員の意見はございますか。

(「ないです」と言う者あり)

○横尾委員長 はい、特段質問がないようですので、委員の考えを伺って結論を出したいという思いがありますけれども、何かご意見ございますか。

梶原委員。

○梶原委員 議事整理のため、暫時休憩を求めます。

○横尾委員長 はい、それでは暫時休憩をいたします。

第1委員会室でよろしいですか。

はい、では、そういうことで暫時休憩をいたします。

(午前10時19分)

○横尾委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

(午前10時30分)

○横尾委員長 先ほど委員の意見をということでございましたけれども、委員から意見を聞きたいと思います。

何かございますか。

館野委員、どうですか。

○館野委員 え、何で私。

(「だって、ちゃんと」と言う者あり)

○横尾委員長 指名です。

○館野委員 はい。

この、やっぱりその水害による、何ていうのですかね、崖崩れでも何でも、非常に改善のほうはしていかなければならないというのはよくわかるのですが、これ、板荷ばかりではなく、鹿沼市全体がこういう状態でもあると思いますので、まずはその特定の地域に偏らず、今後、委員会としても、そういった方向では進めなければならないなというのはわかります。

それで、ちょっと今回の陳情に関しては、どうしても今のところ、協議会全体での話でもないし、一部の地区だけに限られたちょっとお話でもあったので、ちょっと今回は、私としては見送りかなという、見送りというか、不採択かなというのがちょっと私の意見です。

あと皆さんに聞いてください、これ。

○横尾委員長 はい、わかりました。

ほかの皆さん、委員の皆さん、どうですか。

増渕委員。

○増渕委員 全体としては、本当に急務であるし、いろいろな対策を講じなくてはいいと思いますけれども、先ほど館野委員のおっしゃっていたような意見で、私はそれに賛成しているので、今回の件は不採択ということで、お願いいたします。

○横尾委員長 はい、ほかにございませんか。

ご意見ありませんので、陳情第7号を採択するか、不採択にするか、挙手をもって行おうと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 お諮りをいたします。

陳情第7号について、採択に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○横尾委員長 はい、不採択ですね。

はい、反対の方というのではないと思いますので、不採択ということでよろしいでしょうか。

(「挙手でやらないの、不採択」と言う者あり)

○横尾委員長 はい、では挙手でお願いいたします。

(「不採択」と言う者あり)

(「不採択です」と言う者あり)

○横尾委員長 不採択です。

不採択の挙手です。

(挙手多数)

○横尾委員長 船生委員、そっちなんだね。

はい、わかりました。

それでは不採択ということで決定をいたしました。

はい、挙手多数でありました。

したがって、陳情第7号に対しては、不採択といたします。

次に、議案第81号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

はい、渡邊資源循環課長。

○渡邊資源循環課長 おはようございます。

資源循環課長の渡邊です。

よろしくお願いいたします。

議案第81号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

資料は右肩に、議案第80号及び81号関係と記載されている指定管理者の候補者の選

定方法及び審査結果についてをご覧ください。

候補者の募集区分ですが、鹿沼市リサイクルセンターの候補者選定は、公募により行い、応募は現在の指定管理者である特定非営利活動法人ぶうめらんの1団体でございました。

候補者の選定方法及び評価項目は、まず環境部にて事前審査を実施し、その後、指定管理者選定委員会にて書類審査を実施いたしました。

評価項目は記載の7項目で合計80点の配点であります。

2ページをご覧ください。

施設の概要及び審査結果ですが、候補者である特定非営利活動法人ぶうめらんの指定管理者選定委員会における審査結果は、80点中59点でありました。

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間であります。

以上で、議案、指定管理者の指定についての説明を終わります。

○横尾委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

委員の皆様のご意見を伺います。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。

お願いします。

指定管理者候補の選定方法及び審査結果についてという資料のほうの2枚目の書類審査の7項目のうち、4項目目の施設運営の計画及び経費の削減というのが、12点中4.8点ということで、ちょっと点数がこれ、あれですね。

項目評価、例えば、ここで見ると、施設運営の計画は、点があったのか、なかったのか。

経費の削減が、点数がとれなかったのか、点数がとれたのか、ちょっとその辺を含めて詳細な説明をお願いします。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○渡邊資源循環課長 はい、梶原委員の質問にお答えします。

書類審査4、施設運営の計画及び経費の削減につきましては、市の上限額よりも経費を削減していることですか、経費削減計画の実効性や具体的な取り組みというものがあるなどの項目を評価することとなっているということでございます。

具体的な内容につきましては、その市の上限額よりも経費を削減しているか。

効果的な施設運営をするための具体的な計画、提案内容があるか。

経費削減のための運営計画や実効性があるものがあるか等々が審査項目の対象となっております。

提案内容に認められるものがあれば、それぞれの3点の加点という、加点となりまして、最大の12点の配点となっております。

審査項目の市の上限額より削減しているかにつきましては、管理料を低く提案することにより加点されるものでありまして、提案内容に施設運営と経費削減の具体的な記載がないと加点にならないという性格があるために、どうしてもほかの審査項目より低めにちょっと点数が出てしまうという傾向にあるということでもあります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員 わかりました。

○横尾委員長 梶原委員、はい。

ほかにございますか。

はい、増渕委員。

○増渕委員 梶原委員はわかったのですけれども、私はわからないので、ちょっと聞かせていただきます。

今の配点が3点ずつで、4項目で12点だね。

そうすると、そのうちの4.8点ということは零点のところとか、それとも、4.8点だから、本当に1.いくつとかというと、その評価が、先ほど説明、課長からあったように、金額が少ない予定、これは目いっぱいなのか、それとも市のハードルが高すぎるのか、そういう評価が分かれると思うのだね。

こういうところ、指定管理者に選ばれたときに、一番ここが本当は重きを、民間に任せるとするのは、ここ重きを置かなくてはならないところが、一番点数が予定よりもかけ離れているというのは、これちょっと大きな問題だと思うので、そこのところの評価、これ自体を、全体を認めるのは構わないのだけれども、こういうことというのは、ほかの指定管理でも起きているのか。

それともこういう評価なのかということ、ちょっと詳しく聞きたいのですけれども、お答え願えますか。

○横尾委員長 はい、執行部の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○渡邊資源循環課長 はい、実際の最終的な審査につきましては、行政経営課のほうで行っているところなのですが、行政経営課のほうから、先ほどのご質問のお答えにつきましても、情報を得ておりまして、そこら辺のところにつきましては、今ご回答させていただいたとおり、行政経営のほうでも把握はしていると思いますので、我々のほうから、ご意見が、そういうご意見があったということで改善の余地もあるかと思っておりますので、そこのところは、私のほうからも説明させていただければというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員 はい。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。

○増渕委員 はい、いいです。

わかりました。

それ必ず伝えて。

○横尾委員長 増淵委員。

○増淵委員 はい、委員長、すみません。

必ず今の渡邊課長の言っているように伝えてもらって、行政経営課と、そうではないと、何のための経営だかわからないので、行政経営課、特にその判断が、修正するのであれば、ここの項目が 12 点というのがもっと低くなるのか。

それともここまでやらないと、努力目標を、こういう、こう、こういうところにおろすときに、我々が認めてしまったらば、ここを努力しないでやるということになると、この指定管理者の意味があまり、根本的な指定管理者にした意味が問われるので、そこら辺はしっかり伝えてください。

お願いします。

○横尾委員長 はい、ほかにございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 81 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 82 号 市道路線の認定について、議案第 83 号 市道路線の廃止について及び議案第 84 号 市道路線の変更については、関連しておりますので、一括で議題といたします。

執行部の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○鈴木維持課長 維持課長の鈴木です。

よろしくお願いします。

まず、議案第 82 号 市道路線の認定について、ご説明いたします。

お手元にお配りしました、A 4 縦の図面をご覧ください。

路線認定の対象は、鹿沼インター産業団地の整備により、築造された道路 2 路線になります。

図面においては、認定する路線を実線で表示しております。

深津地内の市道 7591 号線・延長 375 メートル、市道 7592 号線・延長 1,165 メートルになります。

以上で議案第 82 号 市道路線の認定の説明を終わります。

次に、議案第 83 号 市道路線の廃止について、ご説明いたします。

同様に、お手元の図面をご覧ください。

○横尾委員長 はい、どうぞ。

○鈴木維持課長 廃止路線の対象は、土地の一体的な利用を目的とした用地の売却を目的とするもので、対象路線は、不特定多数の通行がなく、市道として存置が必要がないと認められる道路1路線になります。

図面においては、廃止する道路を実線で表示しております。

富岡地内の市道1925号線・延長86メートルになります。

以上で議案第83号 市道路線の廃止の説明を終わります。

○横尾委員長 はい。

○鈴木維持課長 次に、議案第84号 市道路線の変更について、ご説明いたします。

同様に、お手元の図面をご覧ください。

路線変更の対象は、鹿沼インター産業団地の整備により築造された道路に伴うもの1路線になります。

図面においては、変更前の路線を破線で表示、変更後の路線を実線で表示しております。

深津地内の市道7263号線の終点を変更するもので、延長が105.23メートルから220メートルに変更となります。

以上で議案第84号 市道路線の変更の説明を終わります。

○横尾委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第82号については、原案どおり可にすることでご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第83号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第84号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第84号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第90号 鹿沼市森づくり条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

はい、橋本林政課長。

○橋本林政課長 はい、林政課長の橋本です。

よろしくお願いします。

議案第 90 号 鹿沼市森づくり条例の制定について、ご説明いたします。

本市は市域の約 7 割を森林が占めており、その森林は土砂災害の防止や水源涵養、生物多様性の保全や地域温暖化の防止など、多面的な機能を有していることから、市民共有の大切な資源となっております。

また、森林の再生可能エネルギー施設への資源の供給など、環境問題に関する社会全体の意識の高まりを受け、森林が担う役割の重要性が再認識されています。

一方で、森林を取り巻く環境は変化しており、木材価格の低迷や、担い手の高齢化、後継者不足などにより、管理の不十分な森林の増大が問題となっております。

このような状況の中、市の基幹産業である林業及び木材産業等事業者の持続的な発展に関する施策を展開することにより、活力ある地域社会の実現を図り、手入れのいき届いた豊かで美しい本市の森林を次世代へ継承することを目的に、この条例を制定するものであります。

条例では、森づくりに関する市の基本理念を提言し、市並びに森林関係者の役割を明らかにし、森づくりに関する指針や目標等を明記します。

それぞれが連携し、役割を果たすことで、森林の適切な管理が実現し、森林の有する多目的な機能の発揮が将来にわたり持続することを目指しています。

なお、条例の施行期日につきましては、令和 8 年 1 月 1 日としております。

以上で、説明を終わります。

○横尾委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、鈴木委員。

○鈴木委員 森づくり条例、いいと思います。

1 つ、ここで質問します。

管理を十分にしたいというところが趣旨だとは思いますが、残念ながら鹿沼市、地籍調査が、森林に対しては 1 カ所もやっていないと思うのですが、これも今後、進めるという形でよろしいのでしょうか。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○橋本林政課長 林政課長の橋本です。

よろしくお願いします。

地籍調査のほうですけれども、市のほうでは、今後やっていくというのは、計画はしていませんが、森、何だ、県の、県ではない、国のほうで、緑資源機構とか、あの辺、その機構がですね、調査は今現在行っているような、順番にですね、全体的にではなくて、順番に行っている状態であります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 例えばね、那須とか、烏山、市貝、益子、あちらのほうの山というのは、ほとんど地籍調査は終わっているのですね。

それで、残念ながら鹿沼市は、自分の山の境界もわからない人がたくさんいるのですよ。

そういったものもありながら、それを管理するというのは難しいのではないですか。

自分の場所がわからないのですから、おおむねしか。

だから、同時に、質問はしません、進めてください。

以上です、はい。

○横尾委員長 はい、ほかにございますか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。

お願いします。

条例のちょっと文章というか、この大筋というか、ものについて何かというところではなく、ちょっと確認のため、お聞きしたいのですけれども、第2条の（2）のところ、森の有する多面的機能というところの2行目なのですけれども、降水軽減等の水源のかん養という言葉があるのですけれども、これ、ちょっと私なんかがこの議会で使うときに、かん養のかんというのは漢字で書いているのですけれども、今回このかん養で、平仮名にされているということでは、今後、我々議会としても、何か使うときにはこれ、かん養というふうに、そろえていくほうがいいのではないかなと思ったところで、なぜこの条例に関しては漢字でなく平仮名を使ったかという理由をお伺いします。

○横尾委員長 答弁を求めます。

はい、どうぞ。

○橋本林政課長 林政課長の橋本です。

よろしくお願いします。

漢字でという、あ、平仮名を使っているということですよ。

それは、ちょっとわからないな。

（「常用漢字ではない」と言う者あり）

（「ここのところだけ」と言う者あり）

○橋本林政課長 すみません。

常用漢字ではないため、平仮名を使っているということです。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 県でも同じような条例があると思うのですけれども、県の条例ではどういったふうに使われているかというのは、何か確認されたことはあるのでしょうか。

○横尾委員長 答弁を求めます。

はい、どうぞ。

○橋本林政課長 林政課長、橋本です。

よろしくお願いします。

県のほうでも平仮名でかん養となっていると思います。

以上で説明を終わります。

○梶原委員 わかりました。

○横尾委員長 はい。

ほかにございますか。

はい、増渕委員。

○増渕委員 この趣旨はもう大変いい条例だと思います。

賛成しますけれども、ここから先の話ですね。

この第2条の1から6、7、7かな。

これが今全部、自然環境、かん養しているというけれども、では、木材は、この前も示した間伐材がいっぱいある。

土地の所有は、先ほど鈴木委員が言ったように、わからない。

森を守ることに、どういうふうな形の予算がつけられるのか。

また、若い人がこの就業していないというような、高齢化が進んでいるという、この現実との整合性、これをどのように市は、この条例をつくったということは、こうやりますよという、宣言ですから、条例ですから、こういう法律でやりますよということになった場合に、その下につく理念というか、考え方とか、予算という、総合的なことはあるのですか。

誰が、この条例の次につくる、ここの委員会で認められた場合の、次のステップはどういう考え、構想をお持ちですか、お聞きいたします。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○橋本林政課長 林政課長、橋本です。

よろしくお願いします。

今後ですね、こちら条例が制定いたしましたら、今後、マニュアルというか、森林整備にかかわるマニュアルというか、そういう、そちらのほうを整備して、年度内には進めていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、増渕委員。

○増渕委員 はい、マニュアルをつくるということがわかりました。

これは我々も条例、ここで認めるという、議会で認めるということは、次のステップで、そのマニュアルがどういうふうな形でできるかというのは、全員協議会とかで発表するような形ではないと、「条例つくりました。マニュアルだけは市の執行部だけが持ってます」というと、我々議会のほうに公開されないと議論の対象にならないので、そこ

のところはきちんと、そういう、できた段階での我々議会のほうにの、共有するものは、そういう考えはお持ちですか、お聞きいたします。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○橋本林政課長 林政課長、橋本です。

すみません。

マニュアルと言ったのですけれども、ガイドラインを整備するということで。

○増渕委員 どちらでもいいのだよ。

○橋本林政課長 はい、進めていきたいと思います。

○増渕委員 ではなくて。

はい、委員長。

○橋本林政課長 議会。

○横尾委員長 増渕委員。

○増渕委員 ガイドラインでもマニュアルでもいいのです。

できたときに、それがこういうふうな形で、この条例によって、こういうガイドラインができました。

それは、こういう形で、この項目について、1から7まで、こういうふうな形でどんどんどんどん進めていくというタイムテーブルに乗せて、どういうふうな動きでやっていくかというガイドラインが見せられないと、我々はこの条例を認めても、その後が尻切れトンボになる恐れがあるというのは、無責任な私たち委員会になりたくないので、そういう形でガイドラインが公開、公表されて、また、ここが、そこが、修正があったら、そういう議論の対象になりますかということをお聞きしているのです。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○橋本林政課長 はい、そうですね。

その辺は、今後検討して、議会、全協とか、進めていきたいと思います。

○増渕委員 わかりました。

では、よろしくお願いします。

○横尾委員長 はい、ほかに。

はい、藤田委員。

○藤田委員 はい、藤田です。

今回のこの条例の第2条の(2)の森林の有する多面的機能というところで、これ言葉の説明なのですが、まず最初に土砂流出とか、山地崩壊の防止、あと洪水軽減とかありまして、恐らくこの防災のことが一番最初に書かれて載ってくるということは、ここを一番重要視しているのかなと思うのです。

ちょうど今日たまたま、板荷地区のほうで、土砂というか、水が流れてきたりという

ことで、やっぱり災害というのが、やっぱり鹿沼市は、やっぱり山林と災害の関係というのはすごく大切だと思うので、それで見えていきますと、例えば、第5条の森林所有者の役割で、その多面的機能が十分に発揮されるようということで、要は防災とかが、ちゃんと防災の機能も発揮されますよとか、あとはその所有者が森林の管理方針を明らかにする、努めるとか書かれておりまして、この辺、その防災という視点での今後の、今増渚委員がおっしゃったとおり、ガイドラインとかになるのかもしれませんが、この具体的な方策のところ、市としてどういうふうに指導していくのかとか、そういったところ、防災という面ではどんなふうを考えていらっしゃるのか、今後どんなふうにしていくのか、お伺いしたいと思います。

○横尾委員長 はい、執行部の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○橋本林政課長 はい、林政課長、橋本です。

よろしくお願いします。

災害ということなのですが、こちら森林を整備し、きれいな森づくりというか、そちらへ整備し、のち、災害が起こらないような整備を行っていくというようなその条例、ガイドラインをつくらうと思っております。

よろしいですか。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 藤田議員。

○藤田委員 はい。

できれば、そこ、防災を、関しても、これ、やっぱり盛り込んでいかないと、やっぱりだめだと思うのですよ。

本当に今日の板荷の話みたいな、多分、今後も発生することは想定されますし、なので、そこははっきりとやっていただけるように、そんなふうな考えというのはないのでしょうか。

どうでしょうか。

○横尾委員長 はい、執行部の答弁を求めます。

はい、どうぞ。

○橋本林政課長 そうですね。

はい、災害はあまり発生しないような形で、ガイドラインのほうを進めていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○横尾委員長 はい、増渚委員。

○増渚委員 これ、林政課長に答弁を求めても、林政課長、これを上程しているのであって、そこまで私も酷だなと思って聞いていたのだけれども、これはここに都市建設部長もいるし、経済部長もいるし、環境部長もいて、これ全庁的にやらないとだめなことだ

と思うのですね。

それを課長だけに聞いていたならば、課長はああいう答弁にしかならないのはもうわかるので、その範疇を広げて、これを我々認めるという、もう理念はすばらしいことなので、それで、鹿沼市に森林はつきものなので、そこら辺のところは各部長さんが横のつながりを持ってやっていただけることをお願いというか、要望して、それは確実にやって、その中でつくったものが、発表するのは林政課長かもしれないけれども、発表するのはその全庁的な対策を持ったガイドラインができるということ、竹澤部長でも誰でもいいのですけれども、ちょっとお聞きして、環境課長、環境部長でもいいのですけれども、誰か答弁できれば、では、竹澤部長。

○横尾委員長 はい、答弁を求めます。

竹澤部長、お願いします。

○竹澤経済部長 増淵委員の質疑にお答えいたします。

まず、こちらの条例のほうのできた経緯から、先ほど冒頭に申し上げたとおりなのですけれども、この、まず法律が森林経営管理法というのが施行されて、それで、何でこの法律が施行されたかという根本は、山がやっぱり放置されていて、全国的にこの表流水が流れていってしまうというところで、災害をもたらすというような状況が起きている。

こういったものを何とかしようということで、全国的な動きとしてできてきたというところでございます。

その財源として、森林環境譲与税というものもでき上がってきました。

そういったものができ上がってきて、実質的に鹿沼市のほうは、もう森林整備という形で、その間伐のほうを順繰り順繰りにやっていっているわけですね。

その前段として、所有者の調査、意向調査、こういったものもずっとやっています。

鹿沼市は山林が7割を占めているところですので、これ1年とか、そういうスパンではないのですね。

何十年もかけて、こういったものをやっていきます。

これは今後も引き続き森林を整備していくという前提で事業は進んでいる。

そういったものを、今回やはり森林環境税というものができましたので、これをきっかけに、やっぱり市民の皆様、こういった方たちにも、広く理解をしていただこうという趣旨で、改めてこのやる気を示すという意味でも条例をつくってきたというところでございます。

それで、防災の観点、危機管理課を中心に、今でも、都市建設部、上下水道部、こちらのほうと連携をして取り組んでいるところでございます。

もちろんこの条例ができたから、全て解決できるかというものではないのはわかっていますので、これをきっかけに、今後も順次進めていきたいというふうに考えております。

以上で説明いたします。

○横尾委員長 わかりましたか、はい。ほか、ございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 90 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号については原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

この後、予算決算常任委員会産業建設部会を開催いたしますので、開会を。

(「11 時 10 分」と言う者あり)

○横尾委員長 11 時 10 分といたします。

暫時休憩いたします。

(閉会 午前 11 時 01 分)